

## 牛肉の放射性物質検査（自主検査）の見直しについて

### 1 概要

「牛肉の放射性物質検査（自主検査）」は、平成23年の原発事故により、放射性物質に汚染された肉牛が流通したことを踏まえて33都道府県で開始され、本市においても平成23年8月から、市場を流通する全ての牛を対象に検査を行ってきました。

しかし、生産地における飼料・飼養管理の適正化が進み牛肉の検査結果が基準値を十分に下回っていることから、農林水産省の主導により自主検査を一斉に終了することとなりました。

このため、本市においても令和2年3月31日をもって自主検査を終了することを本市放射線対策本部で決定しました。

### 2 経緯

- 平成23年8月 ・岩手県、宮城県、福島県及び栃木県の4県の肉牛について、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷が制限（4県がそれぞれ定めた出荷・検査方針に従い管理された牛を除く。）
- ・本市食肉市場においてと畜した牛肉の全頭検査（自主検査）を開始
- 平成31年3月 福島県の帰還困難区域を除き4県の出荷制限が解除
- 令和2年3月末 本市食肉市場における全頭検査を終了

### 3 自主検査の実施結果（令和2年3月19日時点）

平成23年8月8日から令和2年3月19日までに、食肉市場に搬入された全ての牛（102,964頭）を対象とした検査の結果は、全て基準値を下回っていました。

### 4 今後の対応

市内に流通する食品中の放射性物質の検査の一環として、市内の食肉販売店やスーパー等から検体として牛肉を確保し、検査を行っていきます。

お問合せ先			
本市食肉市場の牛肉の放射性物質検査に関すること			
経済局食肉市場運営課長	益田 祐輔(市場運営)		511-0491
健康福祉局食肉衛生検査所副所長	待永 直昭(検査内容)		511-5812
市内流通の食品の放射性物質検査に関すること			
健康福祉局食品衛生課長	牛頭 文雄		671-2435